

定 款

特定非営利活動法人ポラーノ

(令和8年●月●日定款変更)

特定非営利活動法人ポラーノ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ポラーノという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市中区南吉島一丁目2番37号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を広島県呉市広中新開二丁目6番37号、広島県広島市安佐南区緑井三丁目10番28号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域社会に対して、住民参加と相互扶助の精神のもと、主として文化及びスポーツ活動を通じ、まちづくりの推進を図る活動を行うとともに、福祉の増進を図る活動を行うことで、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域の公園緑地、文化及びスポーツ施設を利用する活動を支援する事業
- (2) 文化及びスポーツ施設の運営に関する相談及び支援、並びに運営・管理に関する事業
- (3) 地域の子ども会活動及び老人グループ活動の支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (7) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (8) 前各号に掲げる事業を行うため、関連情報の整備と公開の事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 準会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人とする。
- (3) 賛助団体 この法人の事業を賛助するために入会した非営利団体、若しくは学校法人とする。
- (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した営利企業とする。
- (5) 特別協賛企業 この法人の事業を特別に賛助するために入会した営利企業とする。

(入会)

第7条 会員は、この法人の設立趣旨及び目的に賛同し、事業に協力できるものでなければならない。

- 2 会員として入会しようとするものは、正会員、準会員、賛助団体、賛助会員、特別協賛企業を問わず理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 正会員及び準会員である本人が死亡したとき、又は賛助団体、賛助会員、特別協賛企業である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、前項に類する行為があったとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から12日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追

加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残

存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 川村 毅

副理事長 松村 公市

理事 高田 昇一

理事 青木 成夫

理事 堀 武夫

監事 緒方 俊平

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1)入会金 8,000 円
(2)年会費 5,000 円

賛助会員

- (1)入会金 無料
(2)年会費 1,000 円

附則

- 1 この定款変更は平成28年11月29日から施行する。

附則

- 1 この定款変更は平成30年 2月 9日から施行する。

附則

- 1 この定款変更は平成30年 6月29日から施行する。

附則

- 1 この定款変更は令和 4年 10月5日から施行する。

附則

- 1 この定款変更は令和 5年 10月12日から施行する。

附則

- 1 この定款変更は令和 6年 6月26日から施行する。

附則

- 1 この定款変更は令和 7年 7月31日から施行する。

附則

- 1 この定款変更は令和 8年 ●月●日から施行する。

令和8年度 事業計画書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

認定NPO法人ポラーノ

1. 事業実施の方針

法人の目的である「公園や緑地を利用したまちづくり活動事業」は指定管理者事業を通して一定の成果を得てきました。海田総合公園運営は、7年度より、ポラーノ・ユニサスのJVでの指定管理者として指定を受け運営してきました。指定管理料金の変更と職員等の協力により、慢性的な赤字体質からの脱却を成し遂げて、黒字に転換しました。しかし、三原市・庄原市は、運営支出は高止まりし、収入は減少して居ますので、両市ともに、運営は赤字体質から抜けきることはできていません。来年度からの変更契約を期待しながら、品質を落とさない運営管理を行う様に指導しています。本年度は、人件費と外注価格が高騰している状況ですので、契約更新の時に価格を上げていただく事を最優先で取り組み、指定管理事業全体の安定した黒字化に努力いたします。8年度の新規指定は東広島市運動公園で、コナミ・ユニサス・ポラーノの構成員で指定を受ける事になりましたので、期待に応えるべく努力してまいります。

福祉事業についても、これまでの3施設に加え、秋ごろには相談支援事業を立ち上げて、障害者支援をより一層充実させた福祉事業を目指して頑張ります。

経営の安定化と地域貢献を同時に果たすために課題を解決しながら次世代への架け橋となり、継承することができる認定NPO法人を目指して、努力します。

2. 事業の実施に関する事項

① 地域の公園緑地、文化及びスポーツ施設を利用する活動を支援する事業（実施場所：管理施設以外）

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
9月～3月	外木場バッテリー育成塾 呉編	呉市二河 屋内練習場	80人	160人	430,000
4月11日,5月30日 秋2回 日未定	水辺のコンサートの開催	原爆ドーム 南側河岸緑地	44人	不特定多数	160,000
					590,000

① 地域の公園緑地、文化及びスポーツ施設を利用する活動を支援する事業（実施場所：指定管理事業所）

【庄原市上野総合公園】

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
7月18日	GGサッカー	庄原市上野総合公園	3人	50人	12,000
7月18日	レッツエンジョイ スポーツ・芝生で遊ぼう	庄原市上野総合公園	2人	30人	3,000
4月26日	山里サッカー	庄原市上野総合公園	3人	60人	19,000
9月26日	GGサッカー	庄原市上野総合公園	3人	50人	12,000
9月26日	レッツエンジョイ スポーツ・芝生で遊ぼう	庄原市上野総合公園	2人	30人	3,000
10月15日	しょうばら里山 ふれあいウォーキング	庄原市上野総合公園	15人	60人	123,000
11月7日	カープOB野球教室	庄原市上野総合公園	8人	70人	62,000

12月20日	山里サッカー	庄原市上野総合公園	2人	65	15,000
未定	グランドゴルフ大会	庄原市上野総合公園	2人	80人	11,000
3月～11月	アスリートクラブ	庄原市上野総合公園	148人	740人	114,000
4月～3月	健康ノルディック	庄原市上野総合公園	25人	288人	6,000
4月～3月	ノルディック・ウォーキング の集い	庄原市上野総合公園	40人	120人	12,000
4月～3月	FCSB (フットボールクラブ庄原)	庄原市上野総合公園	30人	80人	6,000
4月～3月	花いっぱい運動	庄原市上野総合公園	20人	40人	5,000
4月～3月	フォトコンテスト	庄原市上野総合公園	2人	10人	3,000

406,000

【海田総合公園】

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
3/26～4/6(平日)	お宝さがし	海田運動公園	10人	90人	6,000
4月25日,4月26日	春のワクワク祭り・ ねんりんピック マレットゴルフ	海田運動公園	10人	100人	12,000
4月29日	テニスポラーノカップ	海田運動公園	15人	100人	12,000
5月2日,5月3日	ポラーノカップ 中学生硬式野球交流会	海田運動公園	25人	140人	93,000
5月16日	少年野球ポラーノカップ	海田運動公園	5人	130人	20,000
5月16日	子ども工作教室 (ゆらゆら木馬)	海田運動公園	5人	30人	6,000
5月21日	サポーターズ倶楽部視察会	海田運動公園	5人	14人	25,000
5月23日	スポーツ体験会	海田運動公園	10人	50人	17,000
5月17日	こどものびのび遊び	海田運動公園	5人	30人	6,000
5月24日	子ども工作教室	海田運動公園	5人	30人	6,000
5月24日	少年サッカーポラーノカップ	海田運動公園	10人	100人	20,000
6月14日	少年サッカーポラーノカップ	海田運動公園	10人	100人	20,000
6月14日	池の生き物捕獲体験会	海田運動公園	6人	50人	5,000
6月18日	グラウンドゴルフ ポラーノカップ	海田運動公園	5人	80人	17,000
6月20日	子ども工作教室 (親子ゆらゆらイルカ)	海田運動公園	5人	30人	6,000
7月12日	少年野球ポラーノカップ	海田運動公園	10人	180人	37,000
7月26日	流しそうめん	海田運動公園	5人	100人	14,000
7月25日	子ども工作教室 (みんなでさかな釣り)	海田運動公園	5人	30人	6,000
未定	花火コンサート	海田運動公園	40人	250人	62,000
8月29日	子ども工作教室 (竹のみず鉄砲)	海田運動公園	5人	30人	6,000

9月	グラウンドゴルフ ポラーノカップ	海田運動公園	5人	40人	12,000
9月27日	少年サッカーポラーノカップ	海田運動公園	5人	100人	20,000
9月21.22.23日	こども工作教室	海田運動公園	15人	90人	14,000
9月23日	秋の星空観察体験	海田運動公園	4人	140人	12,000
10月11日	少年野球ポラーノカップ	海田運動公園	5人	100人	20,000
10月12日	こども工作教室 (ハロウィーンモビール)	海田運動公園	3人	30人	8,000
11月3日	防災フェスタ	海田総合公園	100人	1400人	494,000
11月22日	中学生ソフトテニス ポラーノカップ	海田運動公園	5人	50人	25,000
12月6日	カープOB野球教室	海田運動公園	15人	110人	77,000
12月	グラウンド ゴルフポラーノカップ	海田運動公園	5人	80人	17,000
12月12日	こども工作教室 (牛乳パックでバック)	海田運動公園	3人	30人	6,000
12月予定	もちつき会	海田運動公園	10人	150	31,000
1月	シニアミックスポラーノカップ	海田運動公園	5人	70人	27,000
1月23日	こども工作教室 (ぐにゃぐにゃタコ)	海田運動公園	5人	30人	6,000
1月30日	少年野球ポラーノカップ	海田運動公園	6人	130人	20,000
1月31日	少年サッカーポラーノカップ	海田運動公園	5人	100人	19,000
2月20日	こども工作教室 (紙コップのおひな様)	海田運動公園	3人	30人	6,000
3月	グラウンドゴルフ ポラーノカップ	海田運動公園	5人	80人	17,000

1,227,000

【やまみ三原運動公園】

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
4月5日	ネイチャーゲーム	やまみ三原運動公園 周回道路	—	—	0
4月1日～ 3月31日	テニス教室	やまみ三原運動公園 テニスコート	96人	1296人	6,000
夏休み(4回)	ピッチング教室	やまみ三原運動公園 市民球場	8人	120人	28,000
未定(例年8月) <small>開催次第で時期・場所検討中</small>	陸上競技教室	やまみ三原運動公園	6人	50人	9,000
10月12日 (スポーツの日)	「芝生で遊ぼう」	やまみ三原運動公園 市民球場	10人	140人	2,000
11月3日	カープOB野球教室	やまみ三原運動公園 市民球場	20人	140人	62,000
2027/2月頃 スケジュール調整中	川崎宗則野球教室	やまみ三原運動公園 市民球場	20人	160人	154,000
2月	ソフトボール教室	やまみ三原運動公園 陸上競技場	4人	90人	9,000
3月	サッカー教室	やまみ三原運動公園 陸上競技場	3人	40人	6,000
3月	さわやか健康 ウォーキング大会	やまみ三原運動公園 周回道路	3人	30人	6,000
4月1日～ 3月31日	花いっぱい運動	やまみ三原運動公園 周回路周辺	2人	不特定多数	3,000

285,000

② 文化及びスポーツ施設の運営に関する相談及び支援、並びに運営・管理に関する事業

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
4月1日～ 3月31日	指定管理事業 ポラーノグループ三原	やまみ三原運動公園	1,200人	年間延べ利用者 数 121,860人	22,012,000
4月1日～ 3月31日	指定管理事業 ポラーノグループ庄原	庄原市上野総合公園	1,000人	年間延べ利用者 数 43,300人	15,800,000
4月1日～ 3月31日	指定管理事業 ポラーノグループ海田	海田総合公園	1,350人	年間延べ利用者 数 190,000人	20,314,000
4月1日～ 3月31日	指定管理事業 (東広島スポーツパーク共同企業体: アクアパーク東広島スポーツパートナーズ)	東広島運動公園	20人	年間延べ利用者 数376,213人	2,750,000
4月1日～ 3月31日	スポーツ施設管理運営	広島県内	2,000人	年間延べ利用者 数 350,000人	37,388,000
					98,264,000

③ 地域の子ども会活動及び老人グループ活動の支援事業

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
未定	フラワーイベント	海田総合公園	30人	200人	46,000
11月1日	秋のわくわくまつり(ロケット)	海田総合公園	10人	150人	56,000
5月9日	スポーツのテーマパークin みはら(屋外編)	やまみ三原運動公園 (スポーツ振興課主催)	10人	218人	31,000
					133,000

④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
4月1日～ 3月31日	障害者就労継続支援 B型事業所	ワークハウス クローバー	720人	年間延べ人数 2,751人	28,016,000
4月1日～ 3月31日	障害者就労継続支援 A型事業所	ジョブス・ガーベラ	960人	年間延べ人数 2,223人	33,539,600
4月1日～ 3月31日	障害者就労定着支援事業所	ジョブサポート ネモフィラ	27人	年間延べ人数 27人	300,000
					61,855,600

⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

⑦ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
10月1日～ 3月31日	障害者相談支援事業所	緑井事務所	240人	年間延べ人数 450人	2,735,000
					2,735,000

⑧ 前各号に掲げる事業を行うため、関連情報の整備と公開の事業

時期・内容・場所等は未定だが、随時実施予定。

0

⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

時期・内容・場所等は未定だが、随時実施予定。

0

165,495,600

令和9年度 事業計画書

(令和9年4月1日～令和10年3月31日)

認定NPO法人ポラーノ

1. 事業実施の方針

令和8年度事業計画に沿って、9年度は、大きな成長を求めるのではなく、指定管理指定を確定したのちの安定的成長を柱に、法人の目的を果たします。また、福祉事業部の新規事業への投資最終年度として、相談支援事業所の確実な収益構造を目指し、安定的な福祉事業部として、社会に貢献できるように努力します。事業が安定すると同時に、会員満足度を向上させる事に注力し、なお一層の社会的使命を果たすように努力いたします。

2. 事業の実施に関する事項

① 地域の公園緑地、文化及びスポーツ施設を利用する活動を支援する事業（実施場所：管理施設以外）

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
9月～3月	外木場バッテリー育成塾 呉編	呉市二河 屋内練習場	80人	160人	430,000
春・秋2回予定	水辺のコンサートの開催	原爆ドーム 南側河岸緑地	44人	不特定多数	160,000

590,000

① 地域の公園緑地、文化及びスポーツ施設を利用する活動を支援する事業（実施場所：指定管理事業所）

【庄原市上野総合公園】

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
7月	GGサッカー	庄原市上野総合公園	3人	50人	12,000
7月	レッツエンジョイ スポーツ・芝生で遊ぼう	庄原市上野総合公園	2人	30人	3,000
4月	山里サッカー	庄原市上野総合公園	3人	60人	19,000
9月	GGサッカー	庄原市上野総合公園	3人	50人	12,000
9月	レッツエンジョイ スポーツ・芝生で遊ぼう	庄原市上野総合公園	2人	30人	3,000
10月	しょうばら里山 ふれあいウォーキング	庄原市上野総合公園	15人	60人	123,000
11月	プロ野球OB教室	庄原市上野総合公園	8人	70人	62,000
12月予定	山里サッカー	庄原市上野総合公園	2人	65	15,000
未定	グランドゴルフ大会	庄原市上野総合公園	2人	80人	11,000
3月～11月	アスリートクラブ	庄原市上野総合公園	148人	740人	114,000
4月～3月	健康ノルディック	庄原市上野総合公園	25人	288人	6,000
4月～3月	ノルディック・ウォーキング の集い	庄原市上野総合公園	40人	120人	12,000
4月～3月	FCSB (フットボールクラブ庄原)	庄原市上野総合公園	30人	80人	6,000
4月～3月	花いっぱい運動	庄原市上野総合公園	20人	40人	5,000
4月～3月	フォトコンテスト	庄原市上野総合公園	2人	10人	3,000

406,000

【海田総合公園】

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
4月	お宝さがし	海田運動公園	10人	90人	6,000
4月	春のワクワク祭り・ ねんりんピック マレットゴルフ	海田運動公園	10人	100人	12,000
4月	テニスポラーノカップ	海田運動公園	15人	100人	12,000
5月	ポラーノカップ 中学生硬式野球交流会	海田運動公園	25人	140人	93,000
5月	少年野球ポラーノカップ	海田運動公園	5人	130人	20,000
5月	子ども工作教室 (ゆらゆら木馬)	海田運動公園	5人	30人	6,000
5月	サポーターズ倶楽部視察会	海田運動公園	5人	14人	25,000
5月	スポーツ体験会	海田運動公園	10人	50人	17,000
5月	こどものびのび遊び	海田運動公園	5人	30人	6,000
5月	子ども工作教室	海田運動公園	5人	30人	6,000
5月	少年サッカーポラーノカップ	海田運動公園	10人	100人	20,000
6月	少年サッカーポラーノカップ	海田運動公園	10人	100人	20,000
6月	池の生き物捕獲体験会	海田運動公園	6人	50人	5,000
6月	グラウンドゴルフ ポラーノカップ	海田運動公園	5人	80人	17,000
6月	子ども工作教室 (親子ゆらゆらイルカ)	海田運動公園	5人	30人	6,000
7月	少年野球ポラーノカップ	海田運動公園	10人	180人	37,000
7月	流しそうめん	海田運動公園	5人	100人	14,000
7月	子ども工作教室 (みんなでさかな釣り)	海田運動公園	5人	30人	6,000
未定	花火コンサート	海田運動公園	40人	250人	62,000
8月	子ども工作教室 (竹のみず鉄砲)	海田運動公園	5人	30人	6,000
9月	グラウンドゴルフ ポラーノカップ	海田運動公園	5人	40人	12,000
9月	少年サッカーポラーノカップ	海田運動公園	5人	100人	20,000
9月	子ども工作教室	海田運動公園	15人	90人	14,000
9月	秋の星空観察体験	海田運動公園	4人	140人	12,000
10月	少年野球ポラーノカップ	海田運動公園	5人	100人	20,000
10月	子ども工作教室 (ハロウィーンモビール)	海田運動公園	3人	30人	8,000
11月	防災フェスタ	海田総合公園	100人	1400人	494,000
11月	中学生ソフトテニス ポラーノカップ	海田運動公園	5人	50人	25,000
12月	プロ野球OB教室	海田運動公園	15人	110人	77,000

12月	グラウンドゴルフ ポラーノカップ	海田運動公園	5人	80人	17,000
12月	こども工作教室 (牛乳パックでノック)	海田運動公園	3人	30人	6,000
12月	もちつき会	海田運動公園	10人	150	31,000
1月	シニアミックスポラーノカップ	海田運動公園	5人	70人	27,000
1月	こども工作教室 (ぐにやくにヤタコ)	海田運動公園	5人	30人	6,000
1月	少年野球ポラーノカップ	海田運動公園	6人	130人	20,000
1月	少年サッカーポラーノカップ	海田運動公園	5人	100人	19,000
2月	こども工作教室 (紙コップのおひな様)	海田運動公園	3人	30人	6,000
3月	グラウンドゴルフポラーノカップ	海田運動公園	5人	80人	17,000

1,227,000

【やまみ三原運動公園】

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
4月	ネーチャーゲーム	やまみ三原運動公園 周回道路	—	—	0
4月	テニス教室	やまみ三原運動公園 テニスコート	96人	1296人	6,000
夏休み(4回)	ピッチング教室	やまみ三原運動公園 市民球場	8人	120人	28,000
未定(例年8月)	陸上競技教室	やまみ三原運動公園	6人	50人	9,000
10月	「芝生で遊ぼう」	やまみ三原運動公園 市民球場	10人	140人	2,000
11月	プロ野球OB教室	やまみ三原運動公園 市民球場	20人	140人	62,000
2月	川崎宗則野球教室	やまみ三原運動公園 市民球場	20人	160人	154,000
2月	ソフトボール教室	やまみ三原運動公園 陸上競技場	4人	90人	9,000
3月	サッカー教室	やまみ三原運動公園 陸上競技場	3人	40人	6,000
3月	さわやか健康 ウォーキング大会	やまみ三原運動公園 周回道路	3人	30人	6,000
4月1日～ 3月31日	花いっぱい運動	やまみ三原運動公園 周回路周辺	2人	不特定多数	3,000

285,000

② 文化及びスポーツ施設の運営に関する相談及び支援、並びに運営・管理に関する事業

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
4月1日～ 3月31日	指定管理事業 ポラーノグループ三原	やまみ三原運動公園	1,200人	年間延べ利用者 数 121,860人	19,245,000
4月1日～ 3月31日	指定管理事業 ポラーノグループ庄原	庄原市上野総合公園	1,000人	年間延べ利用者 数 43,300人	15,800,000
4月1日～ 3月31日	指定管理事業 ポラーノグループ海田	海田総合公園	1,350人	年間延べ利用者 数 190,000人	22,012,000
4月1日～ 3月31日	指定管理事業 (東広島スポーツパーク共同企業体: アクアパーク東広島スポーツパートナーズ)	東広島運動公園	20人	年間延べ利用者 数376,213人	2,750,000
4月1日～ 3月31日	スポーツ施設管理運営	広島県内	2,000人	年間延べ利用者 数 350,000人	38,457,000

98,264,000

③ 地域の子ども会活動及び老人グループ活動の支援事業

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
未定	フラワーイベント	海田総合公園	30人	200人	46,000
11月	秋のわくわくまつり(ロケット)	海田総合公園	10人	150人	56,000
5月	スポーツのテーマパークin みはら(屋外編)	やまみ三原運動公園 (スポーツ振興課主催)	10人	218人	31,000

133,000

④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
4月1日～ 3月31日	障害者就労継続支援 B型事業所	ワークハウス クローバー	720人	年間延べ人数 2,760人	26,016,000
4月1日～ 3月31日	障害者就労継続支援 A型事業所	ジョブス・ガーベラ	960人	年間延べ人数 2,250人	33,539,600
4月1日～ 3月31日	障害者就労定着支援事業所	ジョブサポート ネモフィラ	27人	年間延べ人数 27人	300,000

59,855,600

⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

⑦ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

実施時期	事業内容	実施場所	従事者の人数 (累計)	受益者の範囲 及び人数	支出額 (円)
4月1日～ 3月31日	障害者相談支援事業所	緑井事務所	240人	年間延べ人数 500人	7,550,000

7,550,000

⑧ 前各号に掲げる事業を行うため、関連情報の整備と公開の事業

時期・内容・場所等は未定だが、随時実施予定。

0

⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

時期・内容・場所等は未定だが、随時実施予定。

0

168,310,600

令和8年度 特定非営利活動に係る事業会計 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

認定NPO法人ポラーノ

科 目	金 額	
	令和8年度 活動予算	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	75,000	15人
準会員受取会費	126,000	42人
賛助団体受取会費	33,000	11団体
賛助会員受取会費	1,200,000	40社
特別協賛企業受取会費	600,000	2社
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
受取助成金	1,400,000	特定給付者雇用開発助成金、その他
受取協賛金	0	1,400,000
4. 事業収益		
事業収益(指定管理事業)	58,183,000	
海田	21,074,000	JV
三原	19,121,000	JV
庄原	14,988,000	JV
東広島	3,000,000	地域貢献
本部収益	0	
事業収益(その他)	0	
就労支援事業収益(ガーベラ)	33,746,000	
就労支援事業収益(クローバー)	29,212,000	
就労支援事業収益(ネモフィラ)	685,000	
相談支援事業所	763,000	
負担金収益	48,954,000	171,543,000
海田	14,471,000	
三原	17,106,000	
庄原	17,377,000	
5. その他収益		
受取利息	32,000	
雑収益	1,790,000	1,822,000
経常収益計		176,799,000

科 目		金 額	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)	人件費		
	給料手当	79,427,000	
	就労支援労務費	3,230,000	B型工賃
	委託費	1,091,000	
	法定福利費	6,092,000	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	519,000	
	人件費計	90,359,000	
(2)	その他経費		
	業務委託費	2,433,000	
	事業支出	59,376,000	
	会議費	49,000	
	旅費交通費	791,000	
	車両費	719,000	
	通信運搬費	644,000	
	消耗品費	739,000	
	修繕費	24,000	
	水道光熱費	559,000	
	地代家賃	4,737,000	
	広告宣伝費	113,000	
	減価償却費	15,000	
	接待交際費	56,000	
	保険料	1,137,000	
	諸会費	18,000	
	リース料	1,328,600	
	租税公課	638,000	
	研修費	230,000	
	支払手数料	1,274,000	
	支払助成金	0	
	支払協賛金	0	
	支払寄付金	3,000	
	雑費	253,000	
	新聞図書費	0	
	印刷製本費	0	
	賃借料	0	
	その他経費計	75,136,600	
	事業費計		165,495,600
2. 管理費			
(1)	人件費		
	役員報酬	1,200,000	
	給料手当	367,000	
	退職金	0	

科 目		金 額	
	法定福利費	1,025,000	
	福利厚生費	240,000	
	人件費計	2,832,000	
(2)	その他経費		
	業務委託費	1,386,000	
	会議費	74,000	
	旅費交通費	635,000	
	車両費	36,000	
	通信運搬費	409,000	
	消耗品費	355,000	
	修繕費	0	
	水道光熱費	151,000	
	地代家賃	1,189,000	
	広告宣伝費	145,000	
	接待交際費	201,000	
	保険料	258,000	
	諸会費	280,000	
	慶弔費	5,000	
	リース料	345,000	
	研修費	0	
	租税公課	9,000	
	支払手数料	2,000	
	支払利息	240,000	
	雑費	188,000	
	新聞図書費	0	
	賃借料	0	
	その他経費計	5,908,000	
	管理費計		8,740,000
3.	予備費	0	0
	経常費用 計		174,235,600
Ⅲ	経常外費用		
	固定資産除却損	0	0
	経常外費用 計		0
	当期正味財産増減額		2,563,400
	法人税、住民税及び事業税		221,000
	前期繰越正味財産額		17,955,171
	次期繰越正味財産額		20,297,571

令和9年度 特定非営利活動に係る事業会計 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

認定NPO法人ポラーノ

科 目	金 額	
	令和9年度 活動予算	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	75,000	15人
準会員受取会費	126,000	42人
賛助団体受取会費	33,000	11団体
賛助会員受取会費	1,200,000	40社
特別協賛企業受取会費	600,000	2社
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
受取助成金	1,400,000	特定給付者雇用開発助成金、その他
受取協賛金	0	1,400,000
4. 事業収益		
事業収益(指定管理事業)	58,183,000	
海田	21,074,000	JV
三原	19,121,000	JV
庄原	14,988,000	JV
東広島	3,000,000	地域貢献
本部収益	0	
事業収益(その他)	0	
就労支援事業収益(ガーベラ)	33,746,000	
就労支援事業収益(クローバー)	29,212,000	
就労支援事業収益(ネモフィラ)	685,000	
相談支援事業所	2,938,000	
負担金収益	48,954,000	173,718,000
海田	14,471,000	
三原	17,106,000	
庄原	17,377,000	
5. その他収益		
受取利息	32,000	
雑収益	785,000	817,000
経常収益計		177,969,000

科 目		金 額	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)	人件費		
	給料手当	78,927,000	
	就労支援労務費	3,230,000	B型工賃
	委託費	1,091,000	
	法定福利費	6,272,000	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	519,000	
	人件費計	90,039,000	
(2)	その他経費		
	業務委託費	2,433,000	
	事業支出	59,376,000	
	会議費	49,000	
	旅費交通費	809,000	
	車両費	719,000	
	通信運搬費	671,000	
	消耗品費	757,000	
	修繕費	24,000	
	水道光熱費	559,000	
	地代家賃	4,797,000	
	広告宣伝費	119,000	
	減価償却費	15,000	
	接待交際費	56,000	
	保険料	1,137,000	
	諸会費	18,000	
	リース料	1,478,600	
	租税公課	638,000	
	研修費	236,000	
	支払手数料	4,124,000	
	支払助成金	0	
	支払協賛金	0	
	支払寄付金	3,000	
	雑費	253,000	
	新聞図書費	0	
	印刷製本費	0	
	賃借料	0	
	その他経費計	78,271,600	
	事業費計		168,310,600
2. 管理費			
(1)	人件費		
	役員報酬	1,200,000	
	給料手当	367,000	
	退職金	0	

科 目		金 額	
	法定福利費	1,025,000	
	福利厚生費	240,000	
	人件費計	2,832,000	
(2)	その他経費		
	業務委託費	1,386,000	
	会議費	74,000	
	旅費交通費	635,000	
	車両費	36,000	
	通信運搬費	409,000	
	消耗品費	355,000	
	修繕費	0	
	水道光熱費	151,000	
	地代家賃	1,189,000	
	広告宣伝費	145,000	
	接待交際費	201,000	
	保険料	258,000	
	諸会費	280,000	
	慶弔費	5,000	
	リース料	345,000	
	研修費	0	
	租税公課	9,000	
	支払手数料	2,000	
	支払利息	240,000	
	雑費	188,000	
	新聞図書費	0	
	賃借料	0	
	その他経費計	5,908,000	
	管理費計		8,740,000
3.	予備費	0	0
	経常費用 計		177,050,600
III	経常外費用		
	固定資産除却損	0	0
	経常外費用 計		0
	当期正味財産増減額		918,400
	法人税、住民税及び事業税		221,000
	前期繰越正味財産額		20,297,571
	次期繰越正味財産額		20,994,971